

			1 令和6年度就学援助制度の実施について																																		
			1. 就学援助制度の周知方法																																		
			(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(3)就学援助(要保護・重要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)										(5)就学援助(要保護・重要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)														
			ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	エ 就学援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	オ 就学援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	カ 入学準備金等の申請書に就学援助制度の周知の取組を記載	キ 毎年度、就学援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	ク 長生館やスポーツセンター等から案内を配布	コ その他				ア 申請書の提出を希望する者が教育委員会に提出	イ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	ウ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	エ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	オ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	カ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	キ 申請書の提出を希望する者が学校に提出	ク その他				ア 目にやさしいフォントや平易な文面での周知	イ 漢字やカタカナを併記	ウ 援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	エ 各年度、就学援助制度の周知の取組を記載したパンフレット等を配布	オ 外国語版の申請書を作成	カ その他						
			(2) (1)のウの内容										(4) (3)のオの内容・補足事項										(6) (5)のクの内容								(8) (7)のオの内容						
25	25	22	10	11	10	14	13	23	0	1	7	7	0	0	24	0	1	1	0	2	18	0	0	0	1	3	3	0	0	15	15	1	4	4			
京都府	京都市	○	○		○	○	○	○			○	各市区役所・支所に就学援助制度の案内書類等を配架					○	随時申請を受け付けており、5月15日までの申請であれば4月1日認定とし、それ以降の申請については申請月の1日から認定。ただし、月途中で支給要件を満たした場合や、転入生等については案内が不親切あり。	○									○		○	○						
京都府	福知山市	○	○				○	○							○							○	希望する者が電子申請(びったりサービス)により教育委員会に申請	○		○	○										
京都府	舞鶴市	○			○	○					○	学校だより等に記載			○					○									○	○							
京都府	綾部市	○		○		○	○	○							○								○				○	○									
京都府	宇治市	○	○		○		○	○							○								○			○											
京都府	宮津市	○				○		○			○	就学時健康診断の際に市教委から就学援助制度の書類を配布			○								○				○	○									
京都府	亀岡市	○			○		○	○							○							○	入学前支給対象の新小学校1年生については、希望者が児童発達支援センターに提出していただき、それ以外の申請については、希望者が直接学校に提出していただいています。				○	○									
京都府	城陽市	○	○		○			○							○					○								○									
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○							○												○										
京都府	長岡京市	○			○	○		○			○	小学6年生を対象に就学援助制度の案内文(制度説明表及び入学前支給について記載)を学校で配布			○					○								○		○		○		申請書の記入例を記載。			
京都府	八幡市	○		○				○							○					○								○		○							
京都府	京田辺市	○		○			○	○							○								○							○				住民異動届の提出時に窓口で状況の聞き取りを行い、案内に貼っている。			
京都府	京丹後市	○	○				○	○							○					○							○										
京都府	南丹市	○		○	○	○	○	○		○		給食費滞納している保護者に対して、徴収時等に就学援助制度を案内している。			○					○						○											
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○					○		○	○	○											
京都府	大山崎町		○				○				○	町のウェブサイトにて制度を案内			○							○	小学校の就学予定者で、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を希望する場合のみ、教育委員会に提出(中学校の就学予定者は在籍する小学校へ提出)				○										
京都府	久御山町	○	○	○						○					○											○											
京都府	井手町		○			○		○							○											○											
京都府	宇治田原町	○				○	○	○							○											○					○			学校において諸費の納入が遅れたり、払えないなどの相談があった場合、就学援助制度の申請を勧める。			
京都府	精華町	○	○	○				○							○										○		○				○			転入者には必ず就学援助制度の申請を勧めている。			
京都府	京丹波町	○			○	○		○							○	○									○	○	○										
京都府	伊根町					○	○	○							○													○									
京都府	与謝野町	○		○		○		○			○	就学時健康診断の結果を送付する際に、同時に案内を配布している。			○												○	○									
京都府	与謝野町京津市中学校組合	○		○		○		○							○												○	○									
京都府	嵯峨東郷広域連合	○					○	○							○													○									

[illegible]

			1 令和6年度就学援助制度の実施について																							4. 就学援助率				
			3. 就学援助制度の振興規定・認定基準について																											
			(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																											
都道府県	市区町村		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の減免	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金に関する税金の納付状況の悪い者、延滞者、破産者、破産等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的理由による欠席の多い者	ス、保護費が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの)(例、生活保護の1.3倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの)(例、生活保護の1.3倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの(生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの)(例、生活保護の1.3倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	チ、特別支援教育費(特別支援教育費)に一定の係数を乗けたもの(例、特別支援教育費の1.5倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	ツ、市区町村税(所得割又は市町等割)に一定の係数を乗けたもの(例、市区町村税(所得割又は市町等割)の1.5倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	テ、市町村税(所得割又は市町等割)に一定の係数を乗けたもの(例、市町村税(所得割又は市町等割)の1.5倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	ト、その他	(2)(1)又はチに○をした場合、市町村税(所得割又は市町等割)に一定の係数を乗けたもの(例、市町村税(所得割又は市町等割)の1.5倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	(3)(1)でツに○をした場合、市町村税(所得割又は市町等割)に一定の係数を乗けたもの(例、市町村税(所得割又は市町等割)の1.5倍の額を(4)に記入し、(係数を記入し、)を(4)に記入し、)を(4)に記入し、)	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項		令和5年度	
25	25	22	18	17	16	17	18	11	7	15	15	10	9	9	9	11	4	7	9	9	9	22	9	9	25					
京都府	京都市	○					○																	○		生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他の様々な状況を総合的に勘案して、独自に決定した所得認定基準	20%未満			
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○			○	○												○	○	1.3	その他の教育長が特別な事由があると認められる者	15%未満		
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○								1.3		15%未満		
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5		20%未満		
京都府	宇治市																	○								1.5	生活扶助費(生活扶助+教育扶助)×1.5+各種加算(住宅扶助、障がい者、母子)×1.0倍=需要額	15%未満		
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5		30%未満		
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	1.5		20%未満		
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○			○	○							○							1.4	ひとり親家庭、民間の借家住まいの世帯の係数は、1.60倍	20%未満		
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○								○	1.3		15%未満		
京都府	長岡京市	○																○							○	1.3	民生委員の所見(ただし申請者の世帯の経済状況及び家庭環境から特に就学援助が必要と認められる内容であること)	10%未満		
京都府	八幡市		○																○							1.3	※母子世帯・父子世帯・身体障がい者世帯・児童世帯は、掛ける係数が1.5倍	30%未満		
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○			○	○					○									1.3		20%未満		
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○			○	○					○									1.3		15%未満		
京都府	南丹市	○																	○					○	1.5	職業等を失い経済状況が急変し、生活状況に影響があると判断したもの。	20%未満			
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○									1.2		20%未満		
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	1.3	特に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生員等の助言・所見・意見等に基づき教育長が認めた者(死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等)	15%未満			
京都府	久御山町																									1.3		30%未満		
京都府	井手町	○											○	○	○			○								1.5		15%未満		
京都府	宇治田原町	○					○											○								1.3		15%未満		
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○											○							1.3		15%未満		
京都府	京丹波町	○	○	○		○	○	○								○							○	1.3		国民年金の掛金の減免	30%未満			
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○									○			特別の教育的配慮が必要と認められる方	20%未満		
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		1.5		20%未満		
京都府	与謝野町京津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		1.5		45%未満		
京都府	嵯峨東郷広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			その他学校校長又は民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者	15%未満		

[illegible]